

協議会だより

厚生労働省に緊急申入書を提出しました

二〇二三年二月二日、全国学童保育連絡協議会(以下、全国連協)は、厚生労働大臣宛てに「開所日・開所時間、職員配置にかかわる緊急申入書」を提出し、厚生労働省と懇談を行いました。要望内容はつぎのとおりです。

1. 「開所時間」の解釈を、誤解が生じないように明らかにしていただく。
2. 研修や学校・地域との連携、保育準備など、指導員が施設を離れる場合も業務の一環であり、「開所時間」を通じて指導員を配置することは、施設に二人常駐させることと必ずしも一致しないことを説明していただく。

発出されたことを受け、各地で県や市による運営の点検、説明会などが行われています。

3. 上記1、2について、誰もが理解できるQ&Aを発出し、いまま一度、都道府県や市町村に説明し、市町村から運営者への理解を促していただく。

4. 年間二五〇日以下開設し、子どもに安全・安心な生活を保障するためにも、支援の単位ごとに常勤職員をまずは二人以上配置できるよう、運営費の人件費部分を抜本的に増額していただく。

二〇二二年の会計検査院の指摘(本誌二〇二二年一月号「協議会だより」参照)にはじまって、二〇二二年六月二十四日付、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課の事務連絡「放課後児童健全育成事業における土曜日等の利用児童が少数の場合の開所要件の再周知について」が

また、全国連協事務所にも、各地からの問い合わせがつついていきます。そのなかで、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」や「放課後児童健全育成事業に係るQ&A(二〇二六年三月二日版)」に示された開所日数の要件を十分に理解していない市町村や学童保育があることがわかりました。

実際に、開所日数の数え方が誤っていたことが判明し、市町村が補助金を返還する事態が起きている。また、市町村のなかには、「欠席等で利用児童がいらないなかで、指導員が勤務した日」を、開所日数としない「平日午前中の研修など、指導員が現場を離れると交付金の算定対象とならない」と拡大解釈しているところもあるようです。

私たちは、補助金は、基準を順守して適切に申請、運用すべきもので

あることを大前提として、「子どもに安全・安心な生活を保障する」という事業のあり方にふさわしい開所日・開所時間、職員配置で運営されているのか」という懸念を持ちました。

全国連協の運営委員会で、このことに関わる各地の状況を報告・交流したところ、自治体によって開所時間の解釈などがまちまちであることがわかり、あらためて、「指導員が一人だけで保育を行うのでは子ども安全・安心を守れないこと」「保育時間前後子どもがいらない時間帯(にも準備を行うなど、指導員が担うべき仕事があり、常勤職員の配置が必要であること)」を確認し、緊急申入書の提出にいたしました。

* * *

全国連協では、会の発足以来、指導員は専門的な知識や技能を備えることが必要な職業であるとして、国家資格化とそれにとまなう処遇を求めています。

かつて、国が積算する人件費の補

助単価は、平日六時間勤務の非常勤職員（当時、一人当たり一七四万円程度で計算）三人分の賃金で計算されており、雇用は不安定で労働条件は劣悪でした。

学童保育の指導員には固有の知識や技能が必要であることを国も認め、二〇一五年以降、「放課後児童支援員」の資格が設けられています。

また、二〇一七年度予算からは職員三人分の人件費のうち、一人分が福祉職俸給表にもとづいて月額単価（年額約三二〇万円）で算出されることになりました。

このことの意味は大きいものの、学校休業日、とくに長期休業中も含めて、開所している時間帯を通じて「放課後児童支援員」の資格を有する者を「支援の単位」ごとに二人以上配置するためには、現行の三人体制（常勤一人・非常勤二人）を想定した人件費では有資格者を安定して確保することは困難であり、支援の単位ごとに常勤職員を二人以上配置するための補助金増額が必要

です。

* * *

このたびの会計検査院の注意喚起は、市町村が各学童保育からの申請内容を確認し、都道府県が必要な審査を行うなどの仕組みをつくることを求めたものです。厚生労働省は、第二〇八回国会における「令和二年度決算審査措置要求決議」を重く受けとめ、前述の事務連絡を出しています。

補助金返金の場合でも、子どもの受け入れに支障をきたさないよう、市町村と各学童保育が返金方法を協議して、保育や運営が継続できる仕組みが必要です。

虐待等の不適切な行為 に関して厚労省事務連 絡発出

二〇二三年一月二三日付で、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課の事務連絡「放課後児童クラブにおける虐待等の不適切な行為に関する対応について」が発出されました。

二〇二三年二月七日付で、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、保育課ほか連名の事務連絡「保育所等における虐待等に関する対応について」、同年二月八日付で、文部科学省初等中等教育局幼児教育課ほか連名の事務連絡「幼稚園及び特別支援学校幼稚部における不適切な保育に関する対応について」が発出されています。

全国連協は、同年二月二七日に「放課後児童クラブにも事務連絡を発出してほしい」という要望を厚生労働省に届けていました。

今回出された事務連絡の内容は、

1. 虐待等の不適切な行為の防止について
2. 虐待等の不適切な行為が疑われる事案が発生した場合の対応

(1) 市区町村への報告等について / (2) 行政における迅速な事実確認と継続的な助言・指導の実施について / (3) 放課

後児童支援員の認定取消について

かねてより、全国連協では「放課後児童支援員」の資格には「認定の取消」という仕組みがあることをふまへ、実際に「認定の取消」が行われているかを厚生労働省に確認するとともに、適切に運用されるよう要望していました。

全国連協発行の冊子『改訂・テキスト 学童保育指導員の仕事』増補版』では、「子どもの人権・権利」を「子ども理解と働きかけ」の基本的な視点と位置づけ、「指導員に求められる職業倫理と職場の確立」を学ぶ課を設けました。あわせて、全国学童保育指導員学校でも、関連する講座を設けています。

今回の事務連絡や前述の冊子も活用しながら、虐待等の不適切な行為について学び、防止に取り組んでいきます。

なお、対応を考えるにあたっては、「職員配置基準」「民主的な職員集団の形成」という視点も必要です。